

運賃 備忘料

参考
調査ニルコト

物價調査方針

第一準備調査

一 物價調査(賃銀調査ヲ含む)ニ関スル資料ヲ蒐集スルコト

ノ官廳ノ調査ニ係ルモノ

例 (1) 商工省官房統計課 (2) 内閣統計局 (3) 各稅務監督局 (4) 其他 未局、逓信省、鉄道省、大藏省(官廳志) 軍部

二 民間ノ調査ニ係ルモノ

例 (1) 日本銀行調査局 (2) 各地ノ商工會議所 (3) 東洋經濟新報社 (4) ダイヤモンド社 (5) 大阪朝日新聞社 (6) 其他 勸業銀行

ニ 蒐集シタル資料ニ付左記ノ點ヲ調査スルコト

1 調査ノ目的及調査地

2 調査ノ沿革及指數ノ基準

3 調査方法

(1) 物品ノ數及種類(賃銀調査ニ在リテハ産業ノ種類)

(昭和八年六月)

昭和五年六月	昭和五年七月	昭和五年八月	昭和五年九月	昭和五年十月	昭和五年十一月	昭和五年十二月
一 三 六 〇 三	一 三 六 〇 三	一 三 六 〇 三	一 三 六 〇 三	一 三 六 〇 三	一 三 六 〇 三	一 三 六 〇 三
一 〇 二 三	一 〇 二 三	一 〇 二 三	一 〇 二 三	一 〇 二 三	一 〇 二 三	一 〇 二 三
一 八 二 四	一 八 二 四	一 八 二 四	一 八 二 四	一 八 二 四	一 八 二 四	一 八 二 四

大
蔵
省

- (四) 物品ノ價格ノ決定方法 (價銀ノ算定方法)
- (ハ) 物品ノ類別方法 (産業ノ類別方法)
- (ニ) 物價指數ノ作成方法

三 物價統計ニ関スル理論的研究ヲ為スコト

第二調査ノ目的

本調査ハ豫算ノ編成ニ際シ利用シ得ヘク且豫算ノ實行ヲ監督スルニ當リ利用シ得ヘキ物價統計^{調査}ノ作成ヲ主タル目的トス

- 一 政府ノ經費支辨ニ屬スル物品又ハ勞力ニ付地方別ニ其ノ價格等ノ騰落ヲ調査スルコト
- 二 物品ノ價格ノ騰落ハ卸賣物價、小賣物價又ハ生計費ニ區分シテ調査スルコト、尚物價ヲ廣義ニ解シ價銀ノ騰落ヲモ調査スルコト
- 三 特殊ノ用途ニ供セラルル物品ノ價格ノ變動ニ付テハ其ノ必要ニ應ジテ調査スルコト

第三調査方法

一 卸賣物價及小賣物價ノ調査

(甲) 一般物價調査

- ノ 政府ハ如何ナル物品ニ對シ多大ノ需要ヲ有スルヤ若省別ニ調査スルコト
- 2 如何ナル地方別ニ物價ヲ調査スヘキヤ決定スルコト
- 3 物價統計ノ基本トナルヘキ物品ノ類別ヲ決定スルコト
- 4 物價及物價指數ノ作成ニ付左記ノ點ヲ決定スルコト
 - (イ) 物品ノ数ト種類ヲ如何ニ選定スルヤ
 - (ロ) 蒐集シタル資料ヲ如何ニ取捨スヘキヤ
 - (ハ) 物品ニ依リ評價量 (Weight) ヲ設クヘキヤ否ヤ
 - (ニ) 物價指數ノ基準ヲ何時ニ置クヘキヤ
 - (ホ) 物價指數ノ算出ハ如何ナル方式ニ依ルヘキヤ

銀銅米
セメント 等
各者ヲ調査

5 物價及物價指數ニ関スル統計ハ毎月之ヲ調製スルコト
 (乙) 特殊物價調査
 / 特殊ノ物品ニ付テハ其ノ調査ヲ必要トスルモノノ品名ヲ
 決定シ別ニ特殊物價ノ調査ヲ為スコト
 又調査ノ方法ハ前項ニ準スルコト
 二 生計費調査
 三 賃銀調査
 物價調査ハ差當リ卸賣物價及小賣物價ノ調査ヲ主眼トシ
 生計費又賃銀ノ調査ハ既存ノ統計ヲ利用スルコト

八七〇一八

昭和八・六・一一

第一 物價調査ノ目的

物價調査ノ方針ニ關スル件

本調査ハ豫算ノ編成ニ際シ又ハ豫算ノ實行狀況監督ニ當リ利用シ
 得ヘキ物價ノ調査ヲ行フモノトス 即チ政府ノ經費支辨ニ屬スル
 物品又ハ勞力ノ價格等ヲ調査スルト共ニ一面生計費ノ騰落ヲモ
 調査スルコト

第二 準備調査

一 各省ニ於テ如何ナル物價調査(賃銀調査)ヲ含ムヲ行ヒ居ルヤ各省ニ
 就キ其ノ調査資料ヲ蒐集スルコト
 (イ) 物價ノ騰落ニ關スル調査——商工省官房統計課及内閣統
 計局ニ於ケル卸賣物價、小賣物價及賃銀ノ調査以外ニ各
 省ニ於テ物價ノ騰落ニ付調査ヲ為シ居ルモノアラバ其ノ資料
 ヲ提出セシムルコト